Japan Society of Research on Early Childhood Care and Education

063

乳幼児虐待と乳児院の役割

帆足英一　東京都立母子保健院
庄司順一　青山学院大学

[はじめに]

近年、乳幼児をはじめ児童虐待の件数は急増し、国においても児童福祉法の改正、児童虐待防止法の制定等、その対応に追われているのが現状である。

ここでは、虐待を受けた乳幼児に対する対応、特に一時保護や措置入所の受け皿となっている乳児院の役割と問題点について検討したい。

Ⅰ．小児虐待の実態

厚生省によると、全国の児童相談所における虐待相談件数は、下図に示されるように平成2年の1,101件から平成11年度には11,631件と10倍に急増している。東京においては平成6年に217件であったものが、5年後の平成11年度においては1,315件と約6倍に急増している。これらの数字は、児童相談所にて受け付けた虐待に関わる相談件数であり、実際には、これよりはるかに多い件数が存在していると推定されている。

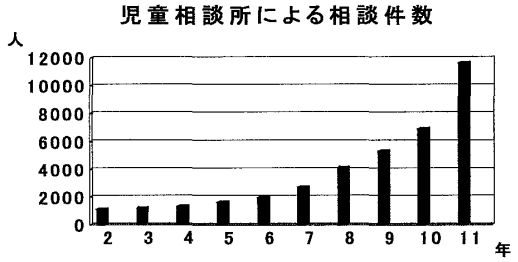

年齢分布でみると、3歳未満の乳幼児が約2割を占めており、一時保護された児は2千名を超えている。児童福祉施設に一時保護委託（児童福祉法33条）された児の約7割が児童養護施設に入所しているが、乳児の場合は、児童相談所に併設された一時保護施設や児童養護施設では処遇が困難であり、約15%の虐待乳幼児が乳児院で保護されている。

Ⅱ．児童虐待防止法の意義

「児童虐待の防止等に関する法律」は、平成12年11月20日に施行されたが、児童虐待を早期に発見(第5条)し、発見者は速やかに児童相談所に通告を行い(第8条)、その通告は守秘義務より優先され(第6条)、同時に通告者のプライバシーが保護されることとなった。通告を受けた児童相談所は、直ちにその事実を確認すると共に、虐待が疑わしい場合には児童福祉法第33条に基づき躊躇なく一時保護を行う(第8条)ことが明記されている。また、必要に応じて立ち入り調査(第9条)や警察官の援助（第10条）を受けることも可能となった。加えて児童虐待を行った保護者は、カウンセリング等の指導を受ける義務(第11、13条)を生じ、乳児院や児童養護施設等に措置された児に対しては、必要に応じて保護者の面会を制限（第12条）することも可能となった。また、保護者の「親権の喪失」については、児童相談所長もその請求権者とされており、児童福祉法第28条に基づく家庭裁判所の審判のもとに親権を喪失させ、児童福祉施設に措置されるように適切に運用されること(第15条)とされた。

このように、児童虐待防止法においては、児童福祉法による虐待に関連する事項を強化・補強する形となり、虐待児の権利擁護が進展することとなった。

Ⅲ．乳児院における虐待乳幼児の実態

乳児院は、現在全国に116施設がある。乳児院には、約3,000名の乳幼児が措置されているが、その内、一時保護受託児を含めて虐待に関わる乳幼児が約25%在院している。

演者の所属している東京都立母子保健院乳児院においては、過去5年間における入所理由をみると、虐待児が最も多く36.2%、母親の入院や家族の疾病30.4%、次子出産23.7%、家庭の事情3.4%、母死亡1.3%、その他5.9%となっている。

一方、これらの虐待児の分類をみると、次頁の図に示されるように、身体的虐待が36.4%と最も多く、不適切な養育28.8%、養育の放棄21.6%、保護怠慢が14.2%となっている。

このように、当院乳児院の入所児に占める虐待児の比率は極めて高くなっているが、これは、小児科医、臨

NII-Electronic Library Service

Japan Society of Research on Early Childhood Care and Education

床心理士、ケースワーカーが配置されている病院併設の乳児院であるためと思われる。

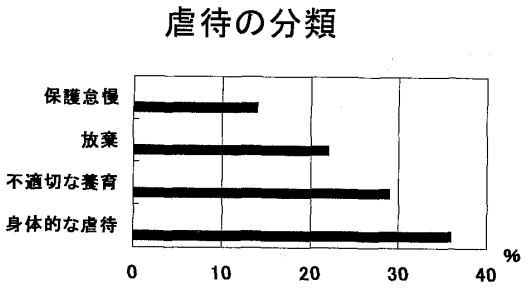

このような、全国的にみても乳児院における虐待児が多いという実態に対して、平成11年度から多くの乳児院に「家庭支援専門相談員(ファミリー・ケースワーカー)」が、また、児童養護施設には心理指導員が配置されることとなり、より専門的な処遇に取り組んでいく第一歩となっている。

Ⅳ. 虐待児に対する乳児院の役割

虐待を受けた乳幼児に対する乳児院の役割としては、以下の4点があげられる。

1）養育的治療

適切な愛着関係が樹立されず、身体的、精神的な脅威にさらされてきた乳幼児に対して、まずもって担当保育士との愛着形成により、不安をいやし、精神的に安定した環境での成長・発達を促す。

2）子どもの評価

発達的・神経学的並びに身体的な評価を行い、また、これまでの養育環境において欠落していたと思われる内容を評価し、その子どもに必要な養育計画を立案する。

3）親並びに親子関係の評価

関係機関からの情報を整理するとともに、親との面接を通して親の評価を行う。また、面会可能な場合には、スタッフが立ち会い、親子の関わり、児の反応、親の養育者としての能力等を観察すると共に、必要な助言を適宜行っていく。将来的な家族の再統合に向けて、適切な評価と援助が不可欠となる。

4）関係機関との連携

児童相談所はもとより、保健所（保健センター）、児童委員や民生委員、保護者と関わりのある医療機関等との連携のもとに、情報の共有化を行うと共に、関係機関とのネットワーク会議において、各機関の役割分担と処遇方針の決定、あるいは見直しを定期的に行っていく。

Ⅴ. 処遇方針をめぐっての問題点

当院においては、このような方向にて虐待児並びに保護者への援助を行っているところであるが、児童相談所と児の処遇方針について意見の不一致に至ることが多々あり、困惑することも少なくない。

1）保護者が虐待の事実をなかなか認めない場合、児童相談所は、児童福祉法28条による家庭裁判所の審判をあおぐ決断がつかないことが多く、家庭復帰を条件に乳児院措置の同意を保護者から取る場合がある。そのような場合には、虐待の事実が宙に浮き、虐待再発の危険性が高くなる。

2）児童福祉法（第28条）並びに児童虐待防止法による乳幼児の保護、親権の喪失、停止に向けた審判に当たっては、訴求者による虐待事実の立証は極めて困難である。大切なことは、刑事事件とは異なり、保護者による虐待を「否定できる確証」がない限り、子どもの保護と権利擁護が優先されるべきというのが法の趣旨と考えられる。幸いに、最近の家裁による審判事例をみると、そのような方向に進みつつあるが、児童相談所等におけるこのような理解が不十分なこともあり、子どもの権利が十分に擁護されない恐れがある。

3）乳児院等に措置後、当然のことながら家族の再統合、家庭復帰が課題となる。しかし、その場合には、虐待の再発が起こり得ないことを前提としなければならない。しかしながら、保護者の引き取り要求が強い場合、安易な再統合に向けた処遇方針が先行しがちである。慎重さに欠けた家庭復帰の結果、重篤な身体的虐待の再発に至ったという事例は、決して少なくない。

おわりに－処遇環境の改善が不可欠

乳児院はもとより、児童養護施設においても、直接処遇スタッフの配置基準は極めて低く、また、各種の専門スタッフの配置も乏しく、虐待児のケアを十分に行うにふさわしい環境にあるとは言えない状況にある。日本における児童福祉施設は、いまだ救貧時代を脱却しきれていないといっても過言でない。

一方、虐待児を養育家庭に委託する道もあるが、まだ日本においては十分定着していない現状にある。虐待児が急増している今日、そのケアを専門的に行うことのできる施設整備と社会基盤整備が切に望まれている。

NII-Electronic Library Service